

法定協議会設立準備会用 Q & A

法定協議会について

Q 法定協議会とは何か。

A 自然再生推進法第 8 条に規定された協議会のことであり、地域に関わる幅広い関係者の公平な参加の下、自然再生全体構想等を検討する協議会のことです。

法定協議会において行う事務として法第 8 条では次の事務が挙げられています。

- ・自然再生全体構想を作成すること、
- ・自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- ・自然再生事業の実施に係る連絡調整をすること。

阿蘇における協議会においては、これらを含む次の事務を挙げることが想定されます。

- ・阿蘇草原再生全体構想を作成すること、
- ・阿蘇草原再生の活動の実施者による実施計画の案について協議すること。
- ・阿蘇草原再生の活動の実施に係る連絡調整をすること。
- ・その他必要な事項について協議すること。

Q なぜ法定協議会を設置するのか。

A 環境省では、阿蘇の貴重な自然環境である野草地の環境を維持するための取り組みを継続してきましたが、草原の保全・再生は多様な主体による長期の取り組みが必要となるため、多くの主体が共通の認識を持った上で連携していく必要性から、自然再生推進法に基づく手続きを踏まえ設置することとしました。

Q 法定協議会で検討の対象とする区域はどこか。

A 阿蘇市郡内の野草地（以前野草地であった場所を含む。）を対象とします。

Q なぜ検討の対象を野草地に限っているのか。牧草地（改良草地）も草原ではないのか。

A 豊かな草原の生態系が存在するのは野草地であるため、対象地を野草地としています。牧草地（改良草地）は、特定の外来の牧草を育てるための畑というべき場所であり、自然の生態系が残っている場所ではないため、牧草地を再生することは自然再生の趣旨と合致しません。

Q 法定協議会にはどのような者が参加できるのか。

A 設立趣意書の趣旨に賛同し、阿蘇の草原を保全・再生・維持管理していくことにつながる活動に継続的に参加していただける個人、団体又は法人が応募でき、活動の継続性が認められる場合、参加が可能となります。

具体的には、直接的に保全・再生・維持管理に携わるほか、草原環境学習に関する活動、草原環境に関する普及啓発、草原環境に関する調査研究なども含まれます。

実際に土地を管理し、草原を維持管理している牧野組合の方なども対象となります。

Q 法定協議会の構成員の呼称はどのようなになるか。

A 阿蘇草原再生の活動に参加しようとする者（個人、団体（地方公共団体及び関係行政機関を含む。））を委員と呼び、団体は代表者氏名により登録することとします。代表者氏名により登録された団体の職員等は、代表者の代理として協議会に出席できるものとします（複数名可。）。

Q 法定協議会の構成員に参加するメリットは何か。

A 協議会その他の会合で、阿蘇の草原環境について共通の認識を得て、全体での位置づけの上で、さまざまな活動を実施できます。また、活動について情報発信したり、参加者を募ったりする機会ができます。

なお、活動に必要な経費及び協議会に参加するための経費は参加者各自に負担して頂くこととなります。(参考：会長についてのみ会議取りまとめの任を担うため、事務局から謝金を支払う予定。)

Q 法定協議会の構成員に参加するのに参加料は必要か。

A 協議会を運営する費用として、参加料を検討している協議会もありますが、阿蘇における法定協議会については、協議会を運営する費用は事務局負担とし、参加料は無料としたいと考えています。

Q 法定協議会に参加する者はどのくらいの数や範囲を見込んでいるか。人数制限はあるのか。

A 全国でこれまで組織されている法定協議会では、30人～100人を超える程度となっています。阿蘇の草原は非常に広い範囲にわたり、関係する者、団体も多いですが、どのくらいの応募があるか想定できないため、現段階で具体的に見込むことはできません。

全国でこれまで組織されている法定協議会には、会議の運営を円滑に進めるため構成員の人数制限をしているものもありますが、阿蘇における草原の再生は非常に幅広い方々の参加が必要なことから、人数制限はしない方針です。

Q 法定協議会には途中から参加できるのか。

A 多くの構成員に参加してもらうことも草原の再生を進めるために必要なことと考えられるため、協議会の承認を得て、途中からも参加できるようにしたいと考えています。特に、地域で維持管理に携わっている人々には継続的に声をかける必要があると考えています。

Q 法定協議会の構成員には任期があるのか。

A 特に任期はありませんが、継続的な活動を続けているかを担保するため、2年に一度意思確認のため再度任命することを考えています。最初の募集時の任期は、平成19年3月までとし、途中から協議会に参加した場合でも、同時期までの任期としたいと思えます。

協議会事務局について

Q 協議会の運営事務局は何をするのか。

A 協議会や小委員会の会議のセットを行い、資料の作成・説明等を中心となって行うことにより、会長に協力して、協議会や小委員会の議論を進めることとなります。

Q 協議会の運営事務局に途中から参加したい場合はどうなるのか。

A 事務局については、協議会の規約案に明記することを想定しており、参加したい者が出てきた場合は、役割分担を明確にした上で、協議会で規約を改正して追加することになります。